

規律についての運用規則

2015年2月8日 地域代表協議会で可決
緑の党グリーンズジャパン規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、規約第37条または第38条の規定にもとづき、処分の実施に必要な事項について定めます。

(処分の内容)

第2条 都道府県本部または運営委員会は、会員またはサポーターが規律に反する行為を行ったと判断した場合、以下の各号に掲げる処分を行うことができます。

- (1) 口頭注意
- (2) 書面による嚴重注意
- (3) 党の役職の一定期間の停止または解任
- (4) 公認、推薦または支持の取り消し
- (5) 1年以内の期限を定めた権利の制限
- (6) 公職の辞任勧告
- (7) 退会勧告
- (8) 除名

(都道府県本部が行なう処分)

第3条 都道府県本部は、その役員を含むその地域に所属する会員およびサポーターの調査ならびに処分の決定をおこないます。都道府県本部は、調査および処分の決定を運営委員会に委任することができます。

(運営委員会が行なう処分)

第4条 運営委員会は、以下の対象者についての調査および処分の決定を行ないます。

- (1) 都道府県本部のない地域の会員またはサポーター
- (2) 共同代表や運営委員などこの政党の都道府県本部以外の各役員
- (3) この政党に所属する議員
- (4) 都道府県本部から委任された者
- (5) 特段の理由で処分の請求のあった都道府県本部のある地域の会員またはサポーター

(除外)

第5条 処分の対象となっている役員は、その調査および処分の決定に参加することはできません。

(会員による処分の請求)

第6条 会員は、第3条および第4条の調査ならびに処分を行なうための請求を都道府県本部または運営委員会にすることができます。

- 2 同一の事案に関する処分の請求は、重ねて行うことはできません。

(報告)

第7条 都道府県本部または運営委員会が処分を決定した時は、すみやかに処分を受けた会員またはサポーターに通知し、また請求した会員に通知しなければなりません。

- 2 また都道府県本部が第2条1項(1)(2)以外の処分を決定した時は、運営委員会と処分後最初に行われる地域代表協議会に報告しなければなりません。
- 3 また運営委員会が第2条1項(1)(2)以外の処分を決定した時は、対象者が所属されている都道府県本部と処分後最初に行われる地域代表協議会に報告しなければなりません。

(不服の申し立て)

第8条 第2条1項(1)(2)以外の処分を受けた会員または会員であった者は、仲裁委員会に対して、不服の申し立てを行うことができます。

(仲裁委員会の運営)

第9条 委員の互選により、委員長を決めます。委員長または半数以上の委員の請求で委員会を開催します。

- 2 議案は全委員の過半数の同意によって決まります。議案に対する賛否同数の場合は、委員長が決めます。

(細則)

第10条 運営委員会は、第2条の実施に必要な細則の制定、改廃を行います。細則の制定、改廃を行った場合には、速やかに会員に知らせ、直近の地域代表協議会で報告します。